### 常総衛生組合告示第1号

# 令和6年度常総衛生組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定により、令和6年度の計画を次のように定める。

令和6年2月1日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

1 常総衛生組合(関係市:常総市,守谷市,坂東市,つくばみらい市) におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は,次のとおりである。

品 名	処 理 量		
し尿	2, 372 kl		
浄化槽汚泥	29, 442 k0		
計	31, 814 k0		

- 2 一般廃棄物の処理主体
  - 一般廃棄物の収集運搬は、許可業者によるものとし、最終処分は、 委託業者による。

#### 3 処理計画

#### (1) 収集, 運搬

ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。ただし、常総市においては旧水海道市 区域、坂東市においては旧岩井市区域とする。

イ 収集の方法

し尿及び浄化槽汚泥(農業集落排水,コミュニティ・プラント含む。)を別に定める計画に従い許可業者が収集し,常総衛生組合へ搬入する。

#### (2)中間処理

ア し尿処理施設

施設の名称 : 常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所 在 地 : つくばみらい市小絹1450

方 式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理

能 力: 100kl/日+50kl/日 150kl/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」 に限る。

(3) 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・ 焼却後埋立処分(北茨城市) 70t/年

沈 砂・・・ 埋立処分(北茨城市) 10t/年

〔4年に1回40t排出〕

## 4 関係市別投入量

単位: kℓ

市名		7	) F.	净 化 槽			合計
		し尿 -	単独	合併	計	口币	
常	総	市	498	2, 524	11, 428	13, 952	14, 450
守	谷	市	135	59	89	148	283
坂	東	市	871	3, 844	6, 808	10, 652	11, 523
つくばみらい市		868	910	3, 780	4, 690	5, 558	
<del>≣+</del>		2, 372	7, 337	22, 105	29, 442	31, 814	

- ※1 常総市においては旧水海道市区域,坂東市においては旧岩井市区域とする。
- ※2 合併浄化槽汚泥には、農業集落排水(守谷市を除く)及びコミュニ ティ・プラントの汚泥を含む。

## 5 関係市別処理人口

単位:人

	<b>吉</b> ゟ	名	ì E.	净 化 槽			合計
市名		し尿	単独	合併	計		
常	総	市	826	10, 115	16, 609	26, 724	27, 550
守	谷	市	333	30	72	102	435
坂	東	市	1, 307	12, 503	11,682	24, 185	25, 492
つくばみらい市		1, 472	4, 947	10, 700	15, 647	17, 119	
計		3, 938	27, 595	39, 063	66, 658	70, 596	

※合併浄化槽人口には、農業集落排水(守谷市を除く)及びコミュニ ティ・プラント人口を含む。